



落ち葉清掃ボランティアに参加しませんか?

民有地のみどりは、地域の大切な財産です。一方で、所有者は落ち葉清掃や樹木の手入れなど、多くの負担を抱えています。貴重なみどりを地域で守り支えるため、落ち葉清掃に取り組んでみませんか。 ※清掃道具は貸し出します。



問合せ みどりのまちづくりセンター ☎ FAX 3993-5451

参加して、練馬のみどりを守ろう!

場所	日時
①豊玉中1丁目	11/28(火)、12/3(日)・8(金)・15(金)10:30から
②中村3丁目	11/26(日)、12/5(火)・12(火)・17(日)10:30から
③谷原1丁目	11/15(水)・22(水)・29(水)、12/6(水)10:30から
④関町北3丁目	12/10(日)・17(日)10:30から
⑤立野町	11/23(祝)、12/1(金)・16(土)10:30から、 12/8(金)13:30から
⑥大泉学園町4丁目	11/14(火)・24(金)、12/2(土)・9(土)10:30から

※1回90分程度。

▶申込:ハガキまたはファクス、電子メールで①住所②氏名③電話番号④年齢⑤活動を希望する地域(①~⑥の別、2つまで)と日時(複数可)を、10月16日(必着)までに〒176-0012豊玉北5-29-8 みどりのまちづくりセンター FAX 3993-5451 [Eメール midori-aform@nerimachi.jp](mailto:midori-aform@nerimachi.jp)
※申し込み多数の場合は抽選。 ※具体的な活動場所(民有地周辺の公道)は後日お知らせします。

ご存じですか?

保護樹木・保護樹林制度 🌳🌳🌳🌳🌳🌳🌳🌳

区民の皆さんが所有する高さ120cm地点の幹の周囲が150cm以上の樹木や、面積が300㎡以上の樹林地は、申請により保護樹木・保護樹林の指定を受けることができます。日常管理は所有者が行いますが、区が^{せんてい}剪定費の補助や賠償責任保険への加入などを支援します。詳しくは、お問い合わせください。

▶問合せ:みどり推進課保全係 ☎5984-1683



「樹木点検の方法」をYouTubeで紹介!

樹木の適切な管理方法を学ぶことができます。

練馬区公式チャンネル▶

